

## 新型コロナウイルス関連情報（第12報：コロラド州におけるマスク着用の義務化）

### 【ポイント】

- 7月16日、コロラド州知事は新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、公共の屋内施設でマスクの着用を義務付ける命令を発出しました。
- 11歳以上の方は公共の屋内施設でマスクの着用が義務付けられており、遵守しない場合は民事または刑事罰の対象となる場合がありますので、十分注意して下さい。
- 在留邦人の皆様におかれましては、引き続き、お住まいの地域の関係当局からの指示・命令に従って行動し、最新情報の入手に努めて下さい。

### 【本文】

1 7月16日、コロラド州知事は、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、公共の屋内施設でマスクの着用を義務付ける州知事命令を発出しました。この命令は州全体を対象にマスク着用を義務付ける命令であり、同日午前0時に発効し、30日間有効ですが、状況によっては延長される可能性があります。

2 この命令では、11歳以上のコロラド州の住民（滞在中の方を含む）は、公共の屋内施設にいるときや、公共（バス、ライトレール等）または非個人（タクシー、配車サービス等）の輸送サービスを利用または利用するために待機しているときは、鼻と口に覆うマスク（フェイスカバー）を着用することが義務付けられています。

なお、10歳以下の方や医学的に顔を覆うことが出来ない方はマスクを着用する必要はありません（特に、2歳以下のお子様はマスクを着用しないで下さい）。

3 「公共の屋内施設」には次のものが含まれています。詳しくは、州政府のホームページを参照して下さい（URL：<https://covid19.colorado.gov/mask-guidance>）。

- ・ 政府の建物
- ・ 交通手段
- ・ 礼拝所
- ・ 食料品店
- ・ 美容院
- ・ すべてのオフィス、ロビー、エレベーター
- ・ モール、小売店
- ・ 医療施設、老人ホーム
- ・ レストラン（座っていない場合）
- ・ 図書館
- ・ 美術館

- ・劇場
- ・カジノ
- ・ジム（屋内プールの周辺を含むが、プールで泳いでいるときは含まない）など

4 なお、この命令には法的な効力があり、遵守しない場合は民事または刑事罰の対象となる場合がありますので、十分注意して下さい。

5 在留邦人の皆様におかれましては、引き続き、お住まいの地域の関係当局からの指示・命令に従って行動して下さい。また、米国国内で他の州等へ移動・滞在する際は、事前に行き先の地域における規制・制限等に関する最新情報の入手に努めて下さい。

新型コロナウイルスに関連する最新情報の入手に努めて下さい。

【当地における新型コロナウイルス関連情報】

◎米国疾病予防管理センター（CDC）

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

◎コロラド州

<https://covid19.colorado.gov/>

◎ユタ州

<https://coronavirus.utah.gov/>

◎ニューメキシコ州

<https://cv.nmhealth.org/>

◎ワイオミング州

<https://health.wyo.gov/publichealth/infectious-disease-epidemiologyunit/disease/novel-coronavirus/>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street、 Suite 3000

Denver、 CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-33939